

原子力損害賠償制度の見直しの経緯について

- ① 原子力損害賠償制度の見直しについて、平成 23 年 8 月に成立した原子力損害賠償支援機構法の附則において、できるだけ早期に原子力損害の賠償に係る制度について検討を行い、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる等と規定されており、同法に対する附帯決議においても、見直しに関する事項が採択されている。

<附則で定められた検討事項>

- ※原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方
- ※原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備

<附帯決議で採択された検討事項>

- ※事業者の責任の在り方、賠償措置額等国の責任の在り方、仮払いの法定化

- ② エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月閣議決定)においては、「原子力損害賠償制度の見直しについては、本計画で決定する原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める。」とされた。
- ③ 当面对応が必要な事項及び今後の進め方について整理するため、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」(議長:内閣官房副長官、構成員:内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、環境省の各副大臣)が設置された。同会議において、当面の課題として「原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)」について議論が行われた。
- ④ 本年 1 月 22 日の第 4 回副大臣等会議において、原子力損害賠償制度の課題及び今後の進め方について議論が行われ、今後万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方についての論点の例が示された。

(参 考)

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 附則（抜粋）

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「平成二十三年原子力事故」という。）の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後早期に、平成二十三年原子力事故の原因等の検証、平成二十三年原子力事故に係る原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、平成二十三年原子力事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

○原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議（衆議院）（抜粋）

七 法附則第六条第一項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うこと。

十一 本委員会は、法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。

○原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議（参議院）（抜粋）

七 本法附則第六条第一項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うとともに、その際賠償の仮払いの法定化についても検討すること。

十一 本委員会は、本法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途と、同条二項に規定する「早期に」は、二年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。